

解説 【 中小企業の所得拡大促進税制 】 今年の税制改正でどう変わる？

変更点の概要（平成 30 年 4 月 1 日以降に開始した事業年度より適用）

平成 30 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度からは、所得拡大促進税制の適用要件が大幅に変わることとなります。

所得拡大促進税制とは、従業員さんに対して会社が支給する給与の金額が一定金額以上となった場合に、給与の増加金額に応じて税額控除を受けることができるという規定です。

この規定を有効活用していくことができれば、給与を増やして従業員さんの待遇の改善を進め、今後の人手不足対策へ向けた魅力ある給与体系作りを進めながら、納税の負担を減らすことができます。

以下、適用要件がどのように変わったのかを中心に、改正に際して押さえておきたいポイントをご紹介しますので、ご参考としていただければ幸いです。

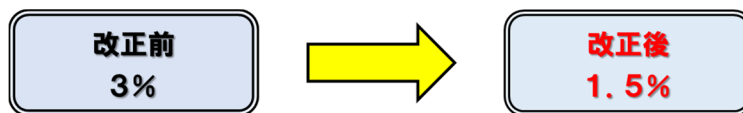
なお、改正の内容ざっくりと知りたいという方は、弊所ホームページに所得拡大促進税制の改正内容をブログ形式で紹介しているものがございますので、そちらをご覧ください。

改正後に注意すべき 5 つのポイント

改正後の所得拡大促進税制を利用する際に、ご注意頂きたいポイントが 5 つあります。

① 増加割合の緩和

当期の 2 期継続雇用者給与（前期と当期の 2 期を通じて継続して勤務している方の給与：詳細は P3 参照）が、前期の 2 期継続雇用者給与（前期と前々期の 2 期を通じて継続して勤務している方の給与）の **101.5%以上**となる必要があります



必要な増加割合が改正により緩和されました

② 設立事業年度の取扱い

設立事業年度は適用できないこととなりました

→新設法人には**マイナス**の影響！

<今まで>

設立第 1 期目の法人については、
無条件で適用が可能

<改正後>

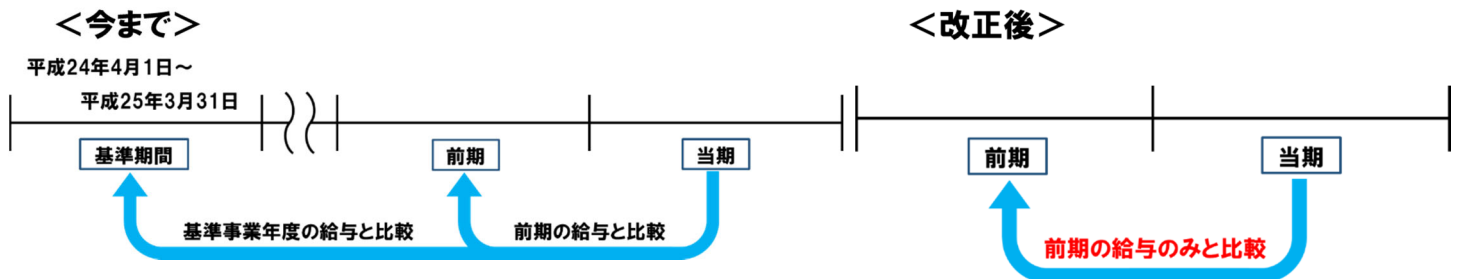
設立第 1 期目の法人は、
前期が存在しない為、適用不可！

③ 基準事業年度基準の廃止

基準事業年度（従前は平成24年度）の給料は考慮しないこととなりました

→適用を受けるには対前期比での**昇給が必須**です！

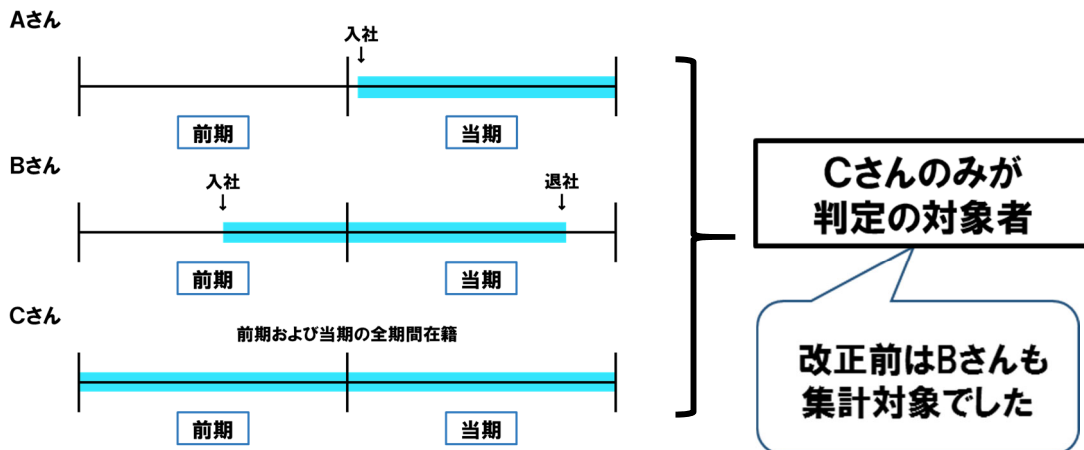
例) 3月決算法人の場合



④ 2期継続雇用者給与金額の計算の簡便化

前期と当期の**24か月全期間在籍**する従業員さんの給料のみが適用要件の判定対象

→今までと比べて適用対象者の**給与集計が簡便**になりました！



⑤ 控除上乘せのための教育訓練費用件の追加

税額控除額の上乗せを受けるためには**教育訓練費の前年比10%以上増加が必要**

今回の改正によって、通常税額控除額に加えて10%の税額控除額の上乗せを受けるためには、給与とは全く関係のない教育訓練費の増加が必要となります。

この教育訓練費の増加要件は、中小企業様にとって大変負担感の大きい要件となっております。

また、増加割合を満たせない場合は、**経営力向上計画の認定**を受ける事が必要となります。

経営力向上計画の認定につきましては、池協会計とタイアップして作成することができますが、認定後に経営力が向上したことを証明する必要があるなど、利用には少なからずハードルがあります。

●用語の説明

【2期継続雇用者給与】

前期と当期の24か月間すべて在籍している雇用保険一般被保険者の、それぞれの期の給料の合計

【教育訓練費】

雇用者の職務に必要な技術や知識を習得させるため、又は向上させるための費用

例) 従業員を社外セミナーへ参加させるための費用、講師を会社に招くための費用 など

具体的な計算式のご紹介

以下、平成 30 年 4 月 1 以降に開始した事業年度より適用される要件を計算式にてご紹介いたします。

要件A（給与総額増加額の 15% 控除）

変更後の所得拡大促進税制は、前年の給与と比較して当期の給与が 1.5%以上増加した場合に、適用を受けることができます。

$$\text{当期の 2 期継続雇用者給与} \geq \text{前期の 2 期継続雇用者給与} \times 101.5\%$$

要件B（給与総額増加額の 15%+10%=25% 控除）

要件 B を満たすことができると、要件 A よりも控除割合が 10%多くなりますが、その分要件は厳しくなります。

給与の増加割合のハードルが高くなるだけでなく、教育訓練費の増加など、給与とは関係のない項目についても要件を満たす必要があります。

要件①

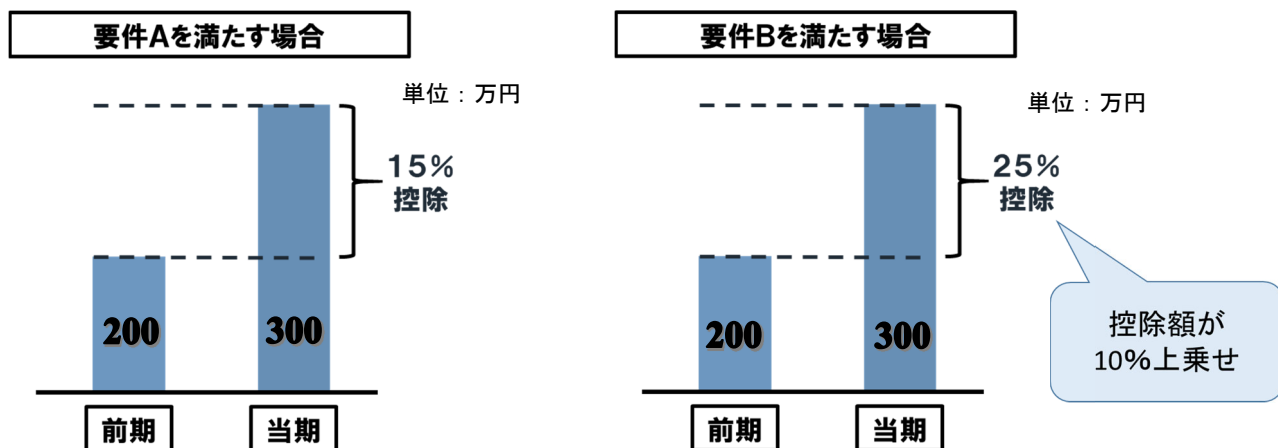
$$\text{当期の 2 期継続雇用者給与} \geq \text{前期の 2 期継続雇用者給与} \times 102.5\%$$

要件②

要件①に加えて、次のいずれかを満たすこと

- ▷ 教育訓練費が前年対比 10%以上増加
- ▷ 期末までに経営力向上計画の認定 + 経営力向上の証明

改正後の所得拡大促進税制のイメージ図



例) 前期の給与総額が200万円、当期の給与総額が300万円の場合

※法人税額の20%までの金額が控除金額の限度額となります。

● 要件Aを満たす場合の控除金額

$$(300 \text{万円} - 200 \text{万円}) \times 15\% = 15 \text{万円}$$

● 要件Bを満たす場合の控除金額

$$(300 \text{万円} - 200 \text{万円}) \times 25\% = 25 \text{万円}$$

このニュースレターの内容については、正確性に万全を期しておりますがその内容を保証するものではなく、これらの情報によって生じたいかなる損害についても当法人は一切の責任を負いかねますのでご了承願います。また、わかりやすさを優先し説明を簡略化すること、例外規定の存在、時間経過および法改正等により、当該内容が必ずしもすべての事案に適用されるものではないことを、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。